

# JA越谷市 75歳年金受給者 特別定期積金

5年以内に年金を受け取られる方で JA 越谷市に年金受給口座をご指定いただける方

キャンペーン期間

平成30年10月1日（月）～平成31年3月29日（金）

店頭表示利回りに

## +0.15%

店頭表示利回り 0.01%+0.15% => 0.16% (税引き後 0.127%)

～給与振込口座を JA 越谷市にご指定いただけたなら(既存でも可)～

店頭表示利回りに

## +0.20%

店頭表示利回り 0.01%+0.20% => 0.21% (税引き後 0.167%)

ご利用いただける方

5年以内に年金受給権が発生する方で、  
JA 越谷市に年金受給口座をご指定いただける方

掛込期間

6ヶ月以上5年以内  
(ただし年金受給権が発生する月の前月までを最長掛込期間とします)

掛込金額・方法

月額1万円以上3万円以下(毎月の払込金額はお一人様3万円まで)  
口座振替

当 JA で年金を受給していただくと自動的に年金友の会会員になり、色々な特典を受けることができます。

親睦旅行やグラウンドゴルフ大会、  
演歌歌謡ショーへご招待  
素敵なお誕生日プレゼントなど様々な特典があります。

○JA 越谷市各支店でお取扱いいたします。詳しくは支店窓口へお問い合わせください

### 組合員限定

○ 組合員新規加入：出資金1,000円以上500,000円以内で組合加入出来ます。

注意

- \* 金融情勢等により予告なく中止・変更する場合があります。
- \* 上記の店頭表示の利回りは平成30年10月1日時点のものです。  
店頭表示利回りは毎週変動します。よって店頭表示利回りの変更次第  
上記契約時利回りも変わりますのでご了承くださいませ

東支店	Tel 988-1450
南支店	Tel 987-8331
西支店	Tel 976-2851
北支店	Tel 974-5212
中央支店	Tel 962-3640

# JA 越谷市 特別定期積金

平成30年10月1日現在

1. 商品名	・定期積金
2. ご利用いただける方	・5年以内にJA越谷市に年金受給口座をご指定いただける方で、組合員個人の方
3. 期間	・定額式及び目標式 6ヶ月以上5年以内 ・年金受給権の発生する前月までを最長掛込期間とします
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額・払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払い込みいただけます。 ・目標式は初回で掛金を調整します。 ・掛込周期は、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・月毎の振込金額は1円単位、1万円以上から3万円とさせていただきます。
5. 支払方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して払い戻しできます。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当初契約時の店頭表示の利回りに【+0.15】した利回りを満期日まで適用します。 ・給与振込をJA越谷市の口座にしていたいただけたならさらに【+0.05】した利回りを適用します。 ・既に給与振込口座を指定していただいている方も適用されます。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 ・個人のお客さまは2.0%（国税1.5%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・金利（年利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による受入ができます。
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
9. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本店または金融企画課（電話：048-963-0379）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融企画課または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。）
11. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年3.65日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

○ 組合員新規加入：出資金1,000円以上500,000円以内で組合加入出来ます。



東支店 Tel 988-1450 北支店 Tel 974-5212  
南支店 Tel 987-8331 中央支店 Tel 962-3640  
西支店 Tel 976-2851